

猪名川町さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）利用取扱要領

令和 6 年 9 月 6 日

要 領 第 9 6 号

（趣旨）

第 1 条 この要領は、町民の快適な生活環境の確保を図るとともに、飼い主のいない猫による住民トラブルを軽減するため、町内で飼い主のいない猫を適切に管理する活動を支援するために、公益財団法人どうぶつ基金が発行する「さくらねこ無料不妊手術チケット」（以下「チケット」という。）を利用するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い猫 飼い主が明確であり、飼い主から餌をもらい管理されている猫をいう。
- (2) 飼い主のいない猫 特定の飼い主がなく、地域に住み着いている猫をいう。
- (3) 不妊手術 オス猫の去勢手術及びメス猫の不妊手術（再手術を防止するための耳先を切る手術を含む。）をいう。
- (4) さくらねこ 不妊手術が施され、手術済の印に耳先を桜の花びらの形に切った猫をいう。
- (5) T N R 活動 適切な方法で猫を捕獲し、運搬し、不妊手術を施させ、捕獲した場所に返す活動をいう。
- (6) ボランティア団体 T N R 活動の実績がある動物愛護団体をいう。
- (7) 地域猫活動 地域住民の理解を得た上で、ボランティア団体等が、地域に住み着いた飼い主のいない猫に不妊手術を施し、これ以上繁殖しないようにし、現在いる猫がその代限りで命を全うするまでその地域において適切に管理していく活動をいう。

（交付対象者）

第 3 条 チケットの交付を受けることができる者は、町内に生息する飼い主のいない猫に不妊手術をしようとする本町に住所を有する者 2 人以上を構成員とするボランティア団体であって、次の各号のいずれかに該当するボランティア団体とする。

- (1) 地域猫活動を行うボランティア団体

(2) その他町長が必要と認めたボランティア団体

(交付対象とならない者)

第4条 次の各号のいずれかに掲げる猫について、チケットを利用しようとする者は、交付の対象としない。

(1) 里親に出す予定の飼い主のいない猫

(2) 飼い猫にする予定の飼い主のいない猫

(3) その他チケットの利用が適当と認められない猫

(交付申請)

第5条 チケットの交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、さくらねこ無料不妊手術チケット交付申請書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

(交付)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、チケットの交付が適当であると認めるときは、申請者に対しチケットを交付するものとする。

(チケットの返還)

第7条 町長は、チケットの交付を受けた者（以下「実施者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合においては、配布したチケットの全部又は一部の返還を求めることができる。

(1) チケットの利用方法が不適当と認められるとき。

(2) 虚偽の内容で申請していたとき。

(3) その他町長が必要と認めたとき。

(活動報告及び利用しなかったチケットの返却)

第8条 実施者は、不妊手術終了後速やかに、さくらねこ無料不妊手術チケット利用報告書（様式第2号）にその他必要な書類を添えて、町長に報告するものとする。

2 実施者は、交付されたチケットのうち利用しなかったチケットを、前項の報告に併せて町長に返却するものとする。

(協力依頼)

第9条 町長は、この事業を実施するに当たり、必要に応じて関係各機関、TNR活動等に精通しているボランティア団体等に意見を求めることができる。

(免責事項)

第10条 町長は、交付されたチケットの利用を目的として行われたTNR活動、地域猫活

動又はその他関係する住民や団体、動物病院等との間に生じた事故等について、一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第 11 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 6 年 9 月 6 日から施行する。

年 月 日

さくらねこ無料不妊手術チケット交付申請書

猪名川町長 あて

団 体 名 _____
住 所 _____
氏 名 _____
電 話 番 号 _____

下記のとおり「さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）」の「さくらねこ無料不妊手術チケット」の交付を受けたいので、チケット利用条件に同意の上、申請します。

記

1. 捕獲場所 _____
2. 申請枚数 _____枚（内 訳 オス 頭 メス 頭）
3. 希望する協力病院 _____
4. チケット利用条件

チケットを使用して飼い主のいない猫への不妊手術を行うに当たり、次の事項について誓約します。

- ☐ 公益財団法人どうぶつ基金の「行政枠さくらねこ TNR 事業 協働登録申請書改訂版」の同意事項及び「猪名川町さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）利用取扱要領」を遵守します。
- ☐ チケットの利用にあたり問題が生じた場合は、責任を持って対応します。当事者間で問題解決を図り、また、本事業に関連して生じた事故又は係争について、町は責任を負わないことを承認します。
- ☐ 上記事項が遵守できず、利用方法が不適当と認められた場合は、チケットの返還の求めに応じるとともに、次回以降チケットの交付が停止されても異議は申し立てません。

様式第2号（第8条関係）

年 月 日

さくらねこ無料不妊手術チケット利用報告書

猪名川町長 あて

団 体 名 _____
住 所 _____
氏 名 _____
電 話 番 号 _____

年 月 日付で申請しておりましたチケットについて、以下のとおり利用報告いたします。

記

1. 申請枚数 _____枚
2. 利用枚数 _____枚
3. 返却枚数 _____枚（当報告書に添付してください）
4. 利用の詳細

番号	捕獲場所	毛色・特徴	性別	手術日	チケット番号	病院名
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

5. 添付資料 上記各さくらねこの全体像が判別できる写真及び TNR 活動写真